

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う

「第11次鳥獣保護事業計画」及び「特定鳥獣保護管理計画」の変更について

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(1) 目的

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する。

(2) 概要

環境大臣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定しており、都道府県知事は、基本指針に則して鳥獣保護事業計画を策定し、その計画に沿った各種事業を実施している。

2 法の一部改正

(1) 背景

近年、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣の生息域の拡大や個体数の増大に伴い、野生鳥獣による生態系への影響や農林業被害が深刻化していること、鳥獣捕獲の主な担い手である狩猟者の減少・高齢化により、鳥獣捕獲の担い手の減少が問題となっている。

(2) 概要

国は野生鳥獣による被害の深刻化等の課題に対処するための措置を、法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「改正法」という。）に改め、鳥獣の「管理（捕獲）」を図るための措置を新たに導入するなど、鳥獣の生息状況を適正化するための抜本的な対策を講じるために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」を平成26年5月30日に公布し、この改正法については平成27年5月29日に施行することとしている。

また、この法改正に伴い、平成26年12月16日付けで基本指針も法改正の変更を加えて改正された。

【法改正の概要】

1 背景

- ・ニホンジカ、イノシシなどによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- ・狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

2 鳥獣の管理（捕獲）を図るための措置

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
集中的・広域的に管理すべき鳥獣（指定管理鳥獣）として、環境省令（施行規則）で指定
- ・特定鳥獣保護管理計画（都道府県が策定）の再編
著しく個体数が増減、生息域が拡縮している鳥獣の保護管理を図る計画について、増減・拡縮に応じて「保護」と捕獲の推進等である「管理」の別に整理

- ◇減少・縮小の保護対策 ⇒ 「第一種特定鳥獣保護計画」
- ◇増大・拡大の管理対策 ⇒ 「第二種特定鳥獣管理計画」

3 捕獲等の担い手の育成

- ・鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入
基準に適合するものを知事が認定（猟友会、民間会社等を想定し、環境省令で基準整備）
◇安全管理を図るための体制が基準に適合していること
◇従事者が適正かつ効率的に鳥獣捕獲等するために必要な技能・知識を有すること
◇従事者の研修内容が、適正かつ効率的に鳥獣捕獲等するために必要な技能・知識の維持向上に適切かつ十分なことなど
- ・網罟及びわな猟免許取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）

表1 法及び改正法の施策体系

	法（現行）	改正法（改正後）
国	<p>鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係主体の役割分担 ・鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の推進 ・狩猟の適正化等 	<p>鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の管理を重点化・追加 ・指定管理鳥獣の管理に関する事項 ・特定鳥獣保護管理計画を<u>第一種特定鳥獣保護計画</u>と<u>第二種特定鳥獣管理計画</u>に変更
本県	<p>鳥獣保護事業計画</p> <p>計画期間：H24.4～H29.3</p> <p>○第11次鳥獣保護事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区、有害鳥獣捕獲に係る許可等 	<p>鳥獣保護管理事業計画</p> <p>現行計画に、国の基本指針に準じた文字修正等の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区、有害鳥獣捕獲に係る許可等 ・指定管理鳥獣の管理に関する事項 ・<u>第二種特定鳥獣管理計画</u>
	<p>特定鳥獣保護管理計画</p> <p>計画期間：H24.4～H29.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ） ○特定鳥獣保護管理計画（イノシシ） ○特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル） ○特定鳥獣保護管理計画（カモシカ） 	<p>第一種特定鳥獣保護計画</p> <p>当面該当なし</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画</p> <p>文字修正と狩猟期間の延長について変更 ※現行の4計画が該当。これら4計画を第二種特定鳥獣管理計画として改めて位置付ける。</p>

3 本県の第11次鳥獣保護事業計画の変更

(1) 計画の概要（計画期間：H24.4.1～H29.3.31）

第11次鳥獣保護事業計画（以下「現行計画」という。）は法に規定された計画で、環境大臣の定める基本指針に則して、知事が定める5カ年計画^{*1}である。

現行計画では、①鳥獣保護区や休猟区に関する事項、②特定猟具使用禁止区域^{*2}に関する事項、③鳥獣の放鳥獣に関する事項、④特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項、⑤捕獲許可に関する事項等を定めており、鳥獣保護行政の根幹となる計画である。

※1 鳥獣保護事業計画は通常、5年度毎に策定しており、この計画作りに当たっては、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体等で構成する検討会において検討等された後、愛知県環境審議会（愛知県自然環境保全部会）へ諮問、審議される。

※2 特定猟具使用禁止区域とは、特定猟具（銃器及びわな）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに指定する区域のこと。

(2) 変更の概要

このたびの改正法により国は、鳥獣の「管理」に係る整理、指定管理鳥獣の管理に関する事項等の追加、特定鳥獣保護管理計画の再編（第一種、第二種）、鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入等を行うとともに、基本指針も合わせて変更した。

本県の現行計画は、法や基本指針に則して策定しており、改正法の施行日後（平成27年5月29日）にも適用させるため、改正された国の基本指針に則して、必要な変更を行い、「第11次鳥獣保護管理事業計画（以下「変更計画」という。）」を策定する必要がある。

また現行計画に基づいて実施した、平成24年度から平成26年度までの鳥獣保護区の指定期間の更新や休猟区の指定等について、このたびの変更に合わせて記載することとする。

表2 鳥獣保護区等の更新等状況

年度	鳥獣保護区	休猟区
H25	7箇所更新（2,337ha→2,047ha）	指定なし→2箇所指定（285ha）

表3 特定猟具（銃猟）使用禁止区域の指定等状況

年度	指定箇所数（指定面積）
H24	13箇所（6,922ha）→17箇所（7,688ha）
H25	11箇所（10,945ha）→14箇所（10,891ha）
H26	19箇所（49,337ha）→26箇所（49,623ha）

表4 第11次鳥獣保護管理事業計画（変更）（案）の概要

項目	現行計画	変更計画
名称	第11次鳥獣保護事業計画	第11次鳥獣保護管理事業計画
各項目共通	文言整理 ・鳥獣の保護管理 ・鳥獣保護員等	文言整理 ・鳥獣の保護及び管理 ・鳥獣保護管理員等
第一鳥獣保護事業をめぐると課題	鳥獣の区分 ・希少鳥獣 ^{*1} ・狩猟鳥獣 ^{*2} ・外来鳥獣等 ^{*3} ・一般鳥獣 ^{*4} 保護管理の考え方（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、モモンガ） ・特定鳥獣保護管理計画	鳥獣の区分 ・希少鳥獣 ・狩猟鳥獣 ・外来鳥獣等 ・一般鳥獣 ・指定管理鳥獣 ^{*5} 保護管理の考え方（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、モモンガ） ・第二種特定鳥獣管理計画
第二鳥獣保護事業計画の計画期間	計画期間 ・H24.4.1～H29.3.31	計画期間 ・H24.4.1～H29.3.31 ・改正法施行の日から鳥獣保護管理計画として適用
第三鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	鳥獣保護区 ・H25 7箇所更新（2,337ha） 休猟区 ・H25 指定なし	鳥獣保護区 ・H25 7箇所更新（2,047ha） 休猟区 ・H25 2箇所指定（285ha）
第五鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	許可 ・有害鳥獣捕獲に係る許可 ・個体数調整に係る許可	許可 ・有害鳥獣捕獲に係る許可 ・個体数調整に係る許可 ・住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
第六特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域に関する事項	特定猟具（銃猟）使用禁止区域 ・H24 13箇所指定（6,922ha） ・H25 11箇所指定（10,945ha） ・H26 19箇所指定（49,337ha）	特定猟具（銃猟）使用禁止区域 ・H24 17箇所指定（7,688ha） ・H25 14箇所指定（10,891ha） ・H26 26箇所指定（49,623ha）
第七特定計画の作成に関する事項	作成事項 ・目的 ・対象鳥獣 ・被害防除対策等	作成事項 ・目的 ・対象鳥獣 ・被害防除対策 ・指定管理鳥獣捕獲等事業等

備考

- ※1 特に保護を図る必要があるものとして、国等が法の規定等に基づき定めるもの（コウノトリ等）。
- ※2 狩猟対象としての価値、農林水産業等に対する害性及び狩猟の対象とすることによる鳥獣の生息状況への影響を考慮して、国が法の規定に基づき定めるもの（イノシシ等）。
- ※3 本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣（アライグマ等）。
- ※4 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣。
- ※5 集中的・広域的に管理すべき鳥獣として、ニホンジカ、イノシシが改正環境省令で指定見込。

4 本県の特定鳥獣保護管理計画の変更

(1) 計画の概要（計画期間：H24. 4. 1～H29. 3. 31）

特定鳥獣保護管理計画は、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、中山間地域におけるニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカの個体数増加による農林業被害が深刻な状況にあることから、この4獣について策定している。

保護管理を行う市町村は、この計画を基に、毎年度、それぞれ実施計画（捕獲目標数、被害防除対策等）を策定し、これら4獣の保護管理に努めている。

この実施計画における捕獲目標数は、被害状況や生息状況の変化に柔軟に対応することとし、市町村及び関係団体等で構成される協議会において、構成団体との調整を行い、学識経験者による検討会で科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき調整している。

表5 特定鳥獣保護管理計画の対象市町村

項目	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	カモシカ
対象区域	9市町村 豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	11市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	10市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	9市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
推計個体数（H22）	2,100～4,400頭（現地調査等）	10,000頭以上（聞取調査等）	3,400頭（アンケート等）	1,372頭（現地調査等）
捕獲目標数	・約1,400頭目安 ・前年の状況等を踏まえ、毎年順応的に設定	・約5,000頭目安 ・前年の状況等を踏まえ、毎年順応的に設定	・加害個体、約200頭目安 ・前年の状況等を踏まえ、毎年順応的に設定	・加害個体又はその可能性の高い個体を選択捕獲（捕獲頭数は記載なし）

表6 4獣の捕獲数及び被害状況

獣名	項目	H21	H22	H23	H24	H25
ニホンジカ	捕獲目標（頭）	1,226	1,508	1,693	1,675	3,070
	捕獲数計（頭）	1,508	1,470	1,705	1,942	2,870
	有害捕獲	598	611	799	1,072	2,103
	狩猟	910	859	906	870	767
イノシシ	被害額（千円）	26,921	44,625	49,674	47,580	40,428
	捕獲目標（頭）	3,560	3,386	8,170	7,881	12,053
	捕獲数計（頭）	4,324	8,713	6,206	7,954	7,381
	有害捕獲	2,551	5,152	4,360	6,147	5,746
ニホンザル	狩猟	1,773	3,561	1,846	1,807	1,635
	被害額（千円）	94,878	181,258	102,881	131,274	101,154
	捕獲目標（頭）	229	219	318	324	781
	有害捕獲	163	269	257	500	339
カモシカ	被害額（千円）	28,939	44,767	28,989	33,653	32,013
	捕獲目標（頭）	57	57	39	36	36
	有害捕獲	57	57	39	36	34
	被害額（千円）	—	—	—	—	—

(2) 変更の概要

特定鳥獣保護管理計画の再編（第一種、第二種）については、本県のニホンジカ始め4獣に係る特定鳥獣保護管理計画はすべて管理すべき鳥獣であることから、必要な変更を行い、「第二種特定鳥獣管理計画」へ移行する。

ニホンジカ、イノシシの狩猟期間については、以下の理由により、猟期の終日の2月15日を3月15日に変更し、延長することとする。

（理由）

- ① 被害範囲が拡大している状況にあり、農作物に係る被害額は依然として高止まりであるため、狩猟期間を延長し、捕獲圧を高める。
- ② 狩猟免許所持者の約6割（約2,000名）に対して狩猟状況を調査したところ、狩猟期間延長を延長した場合の問いに対し、出猟回数を増やすと回答した者は有効回答数の約6割（約800名）であった。
- ③ 一般社団法人愛知県猟友会から、猟期の終日を30日程度延長との要望がなされた。

表7-1 ニホンジカ及びイノシシに係る第二種特定鳥獣管理計画（変更）（案）の概要

項目	現行計画	変更計画
名称	特定鳥獣保護管理計画	<u>第二種特定鳥獣管理計画（変更）</u>
共通事項	文言整理 ・鳥獣の <u>保護管理</u> 等	文言整理 ・鳥獣の <u>管理</u> 等
1 計画策定の背景及び目的	背景 ・特定計画の概要説明	背景 ・特定計画の概要説明 ・法改正による法の題名の変更、 <u>第二種特定鳥獣管理計画への変更について追加</u>
3 計画の期間	計画期間 ・H24. 4. 1～H29. 3. 31	計画期間 ・H24. 4. 1～H29. 3. 31 ・改正法施行の日から <u>第二種特定鳥獣管理計画として適用することを追加</u>
4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域	<u>保護管理の区域</u> ニホンジカ： 9市町村 イノシシ： 11市町村	<u>管理の区域</u> ニホンジカ： 9市町村 イノシシ： 11市町村
5 特定鳥獣の管理の目標	現状 <u>保護管理の目標</u> 等	現状 <u>管理の目標</u> 等
6 特定鳥獣の数の調整に関する事項	捕獲圧の調整 ・狩猟期間の延長 必要に応じ狩猟期間の <u>延長</u> <u>(11/15～3/15)を検討する。</u>	捕獲圧の調整 ・狩猟期間を <u>延長する。</u> <u>11/15～3/15</u>
7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	<u>生息環境の保護等</u> ・鳥獣保護区の指定 等	変更なし
8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項	<u>被害防除対策等</u> ・防護柵の設置 等	変更なし

表7-2 ニホンザル及びカモシカに係る第二種特定鳥獣管理計画(変更)(案)の概要

項目	現行計画	変更計画
名称	特定鳥獣保護管理計画	第二種特定鳥獣管理計画(変更)
共通事項	文言整理 ・鳥獣の保護管理 等	文言整理 ・鳥獣の管理 等
1 計画策定の背景及び目的	背景 ・特定計画の概要説明	背景 ・特定計画の概要説明 ・法改正による法の題名の変更、 <u>第二種特定鳥獣管理計画への変更について追加</u>
3 計画の期間	計画期間 ・H24.4.1~H29.3.31	計画期間 ・H24.4.1~H29.3.31 ・改正法施行の日から第二種特定鳥獣管理計画として適用することを追加
4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域	保護管理の区域 ニホンザル：10市町村 カモシカ：9市町村	管理の区域 ニホンザル：10市町村 カモシカ：9市町村
5 特定鳥獣の管理の目標	現状 保護管理の目標 等	現状 管理の目標 等
6 特定鳥獣の数の調整に関する事項	捕獲目標 捕獲計画 等	変更なし
7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	生息環境の保護 生息環境の整備	変更なし
8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項	被害防除対策等 ・防護柵の設置 等	変更なし

5 今後の予定

- 平成27年1月：愛知県環境審議会自然環境保全部会開催(愛知県環境審議会から付託)
- 2月：関係地方公共団体との協議、利害関係者への意見聴取、パブリックコメント(※利害関係者の意見聴取は第二種特定鳥獣管理計画のみ。)
- ~3月
- 4月：愛知県環境審議会自然環境保全部会開催(愛知県環境審議会へ報告)
- 5月：計画公表、市町村関係機関・県民への周知